

○旭川市子ども・子育て審議会条例施行規則

平成21年 4 月28日規則第16号

旭川市子ども・子育て審議会条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、旭川市子ども・子育て審議会条例（平成21年旭川市条例第 7 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(部会)

第 2 条 条例第 7 条の部会は、委員及び臨時委員のうちから会長が指名する者で組織する。

2 部会に部会長を置き、その部会に属する委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。

3 部会長は、部会の会務を掌理する。

4 部会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員又は臨時委員が、その職務を代理する。

5 部会の会議は、部会長が招集する。

6 部会長は、委員の 4 分の 1 以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、部会を招集しなければならない。

7 部会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

8 部会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

9 臨時委員は、その者の任命に係る特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、前 2 項の規定の適用については、委員とみなす。

10 部会の決議は、これをもって旭川市子ども・子育て審議会（以下「審議会」という。）の決議とする。

(庶務)

第 3 条 審議会の庶務は、子育て支援部子育て支援課において処理する。

(委任)

第 4 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年 5 月10日から施行する。

(旭川市社会福祉審議会条例施行規則の一部改正)

- 2 旭川市社会福祉審議会条例施行規則（平成20年旭川市規則第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第3号を削り、第4号を第3号とする。

第5条中第3号を削り、第4号を第3号とする。

(旭川市児童館運営委員会規則及び旭川市青少年問題協議会条例施行規則の廃止)

- 3 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 旭川市児童館運営委員会規則（昭和31年旭川市規則第22号）

(2) 旭川市青少年問題協議会条例施行規則（平成20年旭川市規則第51号）

(経過措置)

- 4 この規則の施行の日の前日において委嘱されている旭川市児童館運営委員会の委員の任期は、この規則による廃止前の旭川市児童館運営委員会規則第4条の規定にかかわらず、その日に満了する。